

請 願 番 号	請願第15号
件 名	治安維持法犠牲者の名誉回復実現の意見書採択を求める請願
受 理 年 月 日	平成29年11月22日
紹 介 議 員	服部勝弘、松原徳和、田中成佳、高橋和江、井深正美、 原 菜穂子、堀田信夫
付 託 委 員 会	総務委員会
<p>(請 願 要 旨)</p> <p>敗戦前、我が国では戦争に反対し主権在民を唱え、生活権を守る活動は、全て治安維持法によって圧殺された。1925年の制定から敗戦に至る20年間に数十万の人々が獄につながれ、送検された人は7万5,681人、拷問による虐殺と獄死を余儀なくされた犠牲者は2,000人を数えた。</p> <p>岐阜県においても1927年の日農岐阜県連の活動家十数名の検挙、1929年の中部農民組合青年部を中心とする三十余名の検挙、1930年の「綴り方運動」の中心的教師たちへの弾圧、1931年のメーデー弾圧、日本無産者芸術連盟の活動家たちに対する検挙・起訴・投獄、1933年の日本労働組合全国協議会活動家十数名の検挙など、延べ180名以上が犠牲となっている。</p> <p>戦後、治安維持法は我が国の無条件降伏によって廃止され、侵略戦争の教訓が平和と民主主義の原則として日本国憲法に生かされ、刻み込まれた。そして、国際社会においても、国民主権と民族主権の確立を基調とする世界政治の流れの中で、1971年に「戦争犯罪と人道に反する罪には時効はない」との国際法が確立された。その結果、西欧諸国では戦後半世紀以上経過した今日でも戦争犯罪者を追及しており、また、アメリカやカナダでは戦時中の日系人強制収容者へ謝罪と賠償がなされた。さらに、韓国では日本植民地時代の治安維持法による犠牲者を愛国者として大統領が表彰し、懲役1年以上の犠牲者には年金を支給し、韓国の独立(8.15開放)以前に本人が死亡した場合には、その子、または孫に遺族年金を支給している。</p> <p>私たち治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟が1968年から積み重ねてきた治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)制定の要請は、1993年の日本弁護士連合会主催の人権擁護大会第一分科会における基調報告によって、その正当性が法的にも裏づけられており、報告の末尾は「速やかな補償措置の実現が切に望まれるところである。」と結ばれている。</p> <p>一方、国に謝罪と当該国家賠償法制定を要請する地方議会への陳情及び請願は2016年5月現在、43都道府県の404市町村で採択または趣旨採択され、岐阜市域においても著名人33名から賛同をいただいております、党派を超えて全国的に広がりつつある。</p> <p>私たちは、我が国が再び戦争をしない、平和を求める国であることを全世界に発信するための証としても、当該国家賠償法が制定されることを心から願っている。</p> <p>よって、下記事項について、国に対し意見書を提出されるよう請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国は、治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること。 2 国は、治安維持法犠牲者に謝罪し、賠償を行うこと。 3 国は、治安維持法による犠牲者の実態を調査し、その内容を公表すること。 	
付 託 年 月 日	平成29年12月 5日(火)
審 査 結 果	平成29年12月11日(月) 不採択